

# 高知くらしの護身術

170

## マンション販売勧誘

### 違反行為なら申し出を

(2010年5月18日掲載原稿)

「マンションのオーナーにならないかという電話勧誘に迷惑している」という相談があります。断っても執拗（しつよう）に勧誘されたり、長時間にわたったり、脅迫まがいの勧誘を受けたというケースが目立ちます。

マンション販売は宅地建物取引業法の規制を受けます。宅建業法では電話による再勧誘を禁止していませんので、最も有効な対処方法は「毅然（きぜん）と断る」ことです。

マンション販売の勧誘と分かったら、買う気がなければ「必要ありません」「お断りします」と言って電話を切りましょう。たとえ断った際に「話も聞かず電話を切るのは無礼だ。行くから会え！」などと怒鳴られても、買う気がなければ決して応じないことです。

有料ですが発信者番号表示サービスを利用して再勧誘の電話を着信拒否したり、非通知でかかってきた場合につながらないサービスを利用する方法もあります。

宅建業法は、相手を威圧したり、電話による長時間の勧誘など、私生活や業務の平穩を害する行為を禁じています。また、「必ずもうかる」「絶対損しない」というような、利益を生ずることが確実であると誤解させるようなセールストークも禁じています。

これらの違反行為を受けた場合は、その業者が登録している都道府県の宅建業の所管課、もしくは国土交通省に申し出ましょう。契約した場合、原則契約書を渡されてから、8日間以内で用件が整えば無条件で解約ができます。クーリングオフ期間を過ぎていても、解約できる場合もありますので早めに相談してください。